

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第5節 地盤災害による被災の防止	頁 40.
<p>第1 液状化対策《防災関係部局》</p> <p>地震による地盤の液状化現象に伴う被害は、昭和39年の新潟地震以来クローズアップされてきた。本市においては、多くの都市機能が集中している太田川等のデルタ地帯や臨海部は、地震時に液状化の危険性が高いとされている。</p> <p>このため、国土交通省が、東日本大震災における各社会基盤施設等の液状化の被害実態把握や発生メカニズムの確認等を行い、各分野に共通する技術的事項の検討を進め、液状化対策の検討につなげる目的で設置した「液状化対策技術検討会議」の検討成果や、<u>平成19年度に実施した現行の地震被害想定の見直し結果</u>を踏まえ、次の事項について研究・検討等を行っていくものとする。</p> <p>1～5 (略)</p>	

修 正 後
<p>修 正 理 由</p> <p>○ 平成26年1月に「平成25年度広島市地震被害想定」を公表したため、地震被害想定に関する記述を修正する。</p>
<p>第1 液状化対策《防災関係部局》</p> <p>地震による地盤の液状化現象に伴う被害は、昭和39年の新潟地震以来クローズアップされてきた。本市においては、多くの都市機能が集中している太田川等のデルタ地帯や臨海部は、地震時に液状化の危険性が高いとされている。</p> <p>このため、国土交通省が、東日本大震災における各社会基盤施設等の液状化の被害実態把握や発生メカニズムの確認等を行い、各分野に共通する技術的事項の検討を進め、液状化対策の検討につなげる目的で設置した「液状化対策技術検討会議」の検討成果や、<u>「平成25年度広島市地震被害想定」</u>を踏まえ、次の事項について研究・検討等を行っていくものとする。</p> <p>1～5 (略)</p>

修 正 前	
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	頁 29
第1 防災拠点施設等の機能確保《消防局防災課、各市有建築物管理担当課》 (略) 1・2 (略) 3 災害対策本部機能の確保 市災害対策本部が設置される市役所本庁舎及び消防局庁舎、区災害対策本部が設置される区役所庁舎が災害により被害を受け、機能の喪失又は低下が生じた場合に備え、当該庁舎内や他の施設に代替機能を確保するなど必要なバックアップ対策に努める。 なお、市役所本庁舎及び消防局庁舎が使用できない場合の代替災害対策本部を安佐南消防署とする。 今後、平成19年度に実施した現行の地震被害想定の見直し結果等を踏まえ、新たな代替施設の必要性などについて検討を行う。 4・5 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 平成26年1月に「平成25年度広島市地震被害想定」を公表したため、地震被害想定に関する記述を修正する。
第1 防災拠点施設等の機能確保《消防局防災課、各市有建築物管理担当課》 (略) 1・2 (略) 3 災害対策本部機能の確保 市災害対策本部が設置される市役所本庁舎及び消防局庁舎、区災害対策本部が設置される区役所庁舎が災害により被害を受け、機能の喪失又は低下が生じた場合に備え、当該庁舎内や他の施設に代替機能を確保するなど必要なバックアップ対策に努める。 なお、市役所本庁舎及び消防局庁舎が使用できない場合の代替災害対策本部を安佐南消防署とする。 今後、「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえ、新たな代替施設の必要性などについて検討を行う。 4・5 (略)

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備	頁 50
第6 防災拠点施設等の機能確保《消防局防災課、各市有建築物管理担当課》 (略) 1・2 (略) 3 災害対策本部機能の確保 市災害対策本部が設置される市役所本庁舎及び消防局庁舎、区災害対策本部が設置される区役所庁舎が災害により被害を受け、機能の喪失又は低下が生じた場合に備え、当該庁舎内や他の施設に代替機能を確保するなど必要なバックアップ対策に努める。 なお、市役所本庁舎及び消防局庁舎が使用できない場合の代替の災害対策本部を安佐南消防署とする。 今後、平成19年度に実施した現行の地震被害想定の見直し結果等を踏まえ、新たな代替施設の必要性などについて検討を行う。 4・5 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 平成26年1月に「平成25年度広島市地震被害想定」を公表したため、地震被害想定に関する記述を修正する。	
第6 防災拠点施設等の機能確保《消防局防災課、各市有建築物管理担当課》 (略) 1・2 (略) 3 災害対策本部機能の確保 市災害対策本部が設置される市役所本庁舎及び消防局庁舎、区災害対策本部が設置される区役所庁舎が災害により被害を受け、機能の喪失又は低下が生じた場合に備え、当該庁舎内や他の施設に代替機能を確保するなど必要なバックアップ対策に努める。 なお、市役所本庁舎及び消防局庁舎が使用できない場合の代替の災害対策本部を安佐南消防署とする。 今後、「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえ、新たな代替施設の必要性などについて検討を行う。 4・5 (略)	

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第11節 医療救護体制の整備	頁 57
<p> 平成19年度広島市地震被害想定調査結果を基にして、_____県・ 近隣市町村・地区医師会・日本赤十字社等とも連携し応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄を促 進するとともに、災害時に拠点となる医療施設の選定、他の政令指定都市等との相互応援体制の充 実など救急医療体制の整備に努める。 1～3 (略) </p>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 平成26年1月に「平成25年度広島市地震被害想定」を公表したため、予防計画に関する医療救 護体制の整備に関する記述を修正する。
<p> 「平成25年度広島市地震被害想定」を踏まえ_____、地方独立行政法人広島市立病院機構・県・ 近隣市町村・地区医師会・日本赤十字社等とも連携し応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄を促 進するとともに、災害時に拠点となる医療施設の選定、他の政令指定都市等との相互応援体制の充 実など救急医療体制の整備に努める。 1～3 (略) </p>

修正前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第14節 災害復旧・復興体制への備え	頁 69
第4 復興対策の検討・研究《関係部局》 本市及び関係機関は、被災住民の生活再建や被災中小企業の経済的自立を図るため、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金のあり方等災害復興対策についての検討・研究を行う。 また、平成19年度に実施した現行の地震被害想定調査の見直し結果等を踏まえ、復興の理念や考え方、復興計画の策定に至るまでの行動手順や留意事項など、事前の復興計画を検討する。	

修正後
修正理由 ○ 平成26年1月に「平成25年度広島市地震被害想定」を公表したため、地震被害想定に関する記述を修正する。
第4 復興対策の検討・研究《関係部局》 本市及び関係機関は、被災住民の生活再建や被災中小企業の経済的自立を図るため、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金のあり方等災害復興対策についての検討・研究を行う。 また、今後、「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえ、復興の理念や考え方、復興計画の策定に至るまでの行動手順や留意事項など、事前の復興計画を検討する。

修 正 前

震災対策編 第2章 震災予防計画 第16節 防災まちづくり	頁 72
-------------------------------------	-------------

第2 防災まちづくりのステップ
以下の4段階に分けて住民主体の防災まちづくりを推進する。

第1段階	《災害危険に関する情報の理解》 (平成19年度広島市地震被害想定調査結果等の情報収集及び理解、地震・防災マップの作成・公表) 行政支援担当：消防局防災課、都市整備局建築指導課
第2段階	(略)
第3段階	(略)
第4段階	(略)

(略)

修 正 後

修正理由
○ 平成26年1月に「平成25年度広島市地震被害想定」を公表したため、地震被害想定に関する記述を修正する。

第2 防災まちづくりのステップ
以下の4段階に分けて住民主体の防災まちづくりを推進する。

第1段階	《災害危険に関する情報の理解》 (平成25年度広島市地震被害想定)等の情報収集及び理解、地震・防災マップの作成・公表) 行政支援担当：消防局防災課、都市整備局建築指導課
第2段階	(略)
第3段階	(略)
第4段階	(略)

(略)

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第17節 防災知識の普及	頁 73
<p>第1 災害危険に関する情報提供《消防局防災課》</p> <p>__平成19年度広島市地震被害想定調査及び活断層調査の結果を広く市民に分かりやすく伝えることにより、災害危険に関する市民の理解を深め、防災意識の高揚を図る必要がある。</p> <p>このため、要望のある自主防災組織等の研修会には積極的に職員を派遣し、市民への浸透に努める。</p> <p>また、各種の災害危険に関する情報や避難場所などについての情報を市民に提供するとともに、「防災まちづくり」及び「市民と行政の役割分担」等、市民と行政の連携の下、中・長期的視点に立った理念や基本方針等を取りまとめた災害に強いまちづくりプランについて、市ホームページに掲載する。</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 平成26年1月に「平成25年度広島市地震被害想定」を公表したため、地震被害想定に関する記述を修正する。	
<p>第1 災害危険に関する情報提供《消防局防災課》</p> <p>__平成25年度広島市地震被害想定__を広く市民に分かりやすく伝えることにより、災害危険に関する市民の理解を深め、防災意識の高揚を図る必要がある。</p> <p>このため、要望のある自主防災組織等の研修会には積極的に職員を派遣し、市民への浸透に努める。</p> <p>また、各種の災害危険に関する情報や避難場所などについての情報を市民に提供するとともに、「防災まちづくり」及び「市民と行政の役割分担」等、市民と行政の連携の下、中・長期的視点に立った理念や基本方針等を取りまとめた災害に強いまちづくりプランについて、市ホームページに掲載する。</p>	

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第20節 企業防災活動の促進	頁 80
<p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業継続計画の策定・運用の促進 企業は、災害時の企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するように努める。 本市は、<u>地震被害想定調査</u>に係る基礎的データ等を情報提供するとともに、必要に応じ、企業のための事業継続計画策定のセミナー等を実施する。</p>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 平成25年度に新たな地震被害想定（「平成25年度広島市地震被害想定」）を取りまとめたことから、企業に情報提供する基礎的データ等を修正する。
<p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 事業継続計画の策定・運用の促進 企業は、災害時の企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するように努める。 本市は、「<u>平成25年度広島市地震被害想定</u>」に係る基礎的データ等を情報提供するとともに、必要に応じ、企業のための事業継続計画策定のセミナー等を実施する。</p>

修 正 前	
震災対策編 第2章 震災予防計画 第27節 震災に関する調査研究	頁 83
<p>地震災害は、構造物の破壊、火災、水害等の複合する災害であり、とりわけ都市部における被害の大きさは、計り知れないものがあり、地震災害の発生原因、各種被害の態様、被害の予測及びその防止対策等について科学的かつ総合的に調査研究することにより、少しでも被害を軽減するための震災対策を推進していく必要がある。</p> <p>このため、本市では、昭和57～60年度にかけて「広島市地震被害想定調査」を実施し、また、その後の社会・自然条件の変化、己斐断層による直下型地震の可能性、ライフラインの被害等を勘案した「広島市大規模地震被害想定調査」を平成7～8年度において行った。</p> <p>さらに、平成19年度において、五日市断層の断層距離の修正や新たな被害想定手法の確立等を踏まえ、平成18年度広島県が発表した「広島県地震被害想定調査」を基に、行政区又は小学校区ごとの詳細分析をするため、「平成19年度広島市地震被害想定調査」を実施した。</p> <hr/> <p>その調査結果については、震災対策の基礎データとして、本計画及び災害に強いまちづくりプランに反映させるとともに、市民報告会等を通じて市民への情報提供を積極的に行ってきた。</p> <p>今後は、東日本大震災を受けて、国が行う地震の被害想定や、地震・津波基準の見直しをふまえて、本市の地震被害想定について検証を行うなど、引き続き震災対策の推進に必要な調査研究に努める。</p>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 平成25年度に新たな地震被害想定（「平成25年度広島市地震被害想定」）を取りまとめたことから、震災に関する調査研究を修正する。
<p>地震災害は、構造物の破壊、火災、水害等の複合する災害であり、とりわけ都市部における被害の大きさは、計り知れないものがあり、地震災害の発生原因、各種被害の態様、被害の予測及びその防止対策等について科学的かつ総合的に調査研究することにより、少しでも被害を軽減するための震災対策を推進していく必要がある。</p> <p>このため、本市では、昭和57～60年度にかけて「広島市地震被害想定調査」を実施し、また、その後の社会・自然条件の変化、己斐断層による直下型地震の可能性、ライフラインの被害等を勘案した「広島市大規模地震被害想定調査」を平成7～8年度において行った。</p> <p>また、平成19年度において、五日市断層の断層距離の修正や新たな被害想定手法の確立等を踏まえ、平成18年度広島県が発表した「広島県地震被害想定調査」を基に、行政区又は小学校区ごとの詳細分析をするため、「平成19年度広島市地震被害想定調査」を実施した。</p> <p>さらに、東日本大震災を受けて、国が検討した被害想定的手法等を踏まえ、平成25年度に広島県が公表した「広島県地震被害想定」を基に、行政区・小学校区単位での被害等を推計し、「平成25年度広島市地震被害想定」を取りまとめた。</p> <p>その想定結果については、震災対策の基礎データとして、本計画に反映させるとともに、市民説明会等を通じて市民への情報提供を積極的に行ってきた。</p>

修正前

震災対策編 第4章 津波災害対策 第1節 想定される津波及び被害の想定	頁 236～238
---	--------------

第1 想定される津波
本市は、平成25年3月に作成された広島県津波浸水想定図等に基づき、津波災害対策を推進する。

広島県の津波浸水想定は、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成24年10月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

また、津波浸水シミュレーションは、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始点の異なる8ケース、「津波到達時間の短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下「瀬戸内海域活断層等」という。）を5ケース選定している。

1 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等の概要

区分	地震	規模
最大クラスの津波 (発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた8ケース	マグニチュード：Mw=9.1
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部-伊予灘 ・安芸灘断層群（主部） ・安芸灘断層群（広島湾-岩国沖断層帯）	マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9

2 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

(1) 想定に係る主な設定条件等

津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

- ・初期潮位として2009年から2013年までの年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定

修正後

修正理由
○平成26年1月に公表した「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえ、本市に被害を及ぼす津波の浸水想定の内容をより詳細に修正する。

第1 想定される津波

1 広島県の津波浸水想定

(1) 想定津波の選定

平成25年3月に公表された広島県の津波浸水想定は、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成24年10月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

また、同想定は、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震による津波を、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下「瀬戸内海域活断層等」という。）による津波を選定している。

区分	地震	規模
最大クラスの津波 (発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された11個の津波断層モデルケースのうち、広島県沿岸に対して津波の影響が大きいと想定される8個のケース（ケース1・2・3・4・5・8・10・11）	マグニチュード：Mw=9.1
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部-伊予灘断層 ・安芸灘断層群（主部） ・安芸灘断層群（広島湾-岩国沖断層帯）	マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9

(2) 津波浸水想定

ア 津波浸水想定に係る主な設定条件等

津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深等を津波浸水想定図として作成している。

- ・2009年から2013年までの年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を初期潮位として設定した。

修正前

- 地震による地盤の沈下を考慮
- 構造物について、
護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が堤防を越流した場合は破壊される。

② 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて、10mメッシュ単位としており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値とする。

③ 本市域における浸水面積（最大の場合）（単位：ha）

浸水面積（浸水深別）				
1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
3,817	3,463	2,432	1,188	2

※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部浸水面積

④ 本市域における南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

区分	最高津波水位※1 (m)		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間※2 (分)
	うち津波の高さ (m)			
南海トラフ 巨大地震	3.6	1.5	246	37
瀬戸内海域 活断層等	3.0	0.8	10	3

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

⑤ 広島県津波浸水想定図（下記URL（広島県ホームページ）参照）

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/tsunamisinsuisouteizu.html>

【参考】用語の解説

1～7（略）

修正後

- 地震による地盤の沈下を考慮し、隆起については考慮しない。
- 構造物について、耐震化や液状化に対する十分な対策が実施できていない区間については、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が越流した構造物は、その時点で破壊される。

① 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて10mメッシュ単位としており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値とする。

② 本市域における浸水面積（最大の場合）（単位：ha）

浸水面積（浸水深別）				
1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
3,817	3,463	2,432	1,188	2

※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部浸水面積

③ 本市域における南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

区分	最高津波水位※1 (m)		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間※2 (分)
	うち津波の高さ (m)			
南海トラフ 巨大地震※3	3.6	1.5	246	37
瀬戸内海域 活断層等	3.0	0.8	110	3

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

※3 「南海トラフ巨大地震」は、津波断層モデルケース1の場合を示す。

④ 河川水位や潮位が地盤高よりも高い状態で地震が発生した場合に、地震動により堤防等が破壊されたときは、津波が到達する前に浸水が始まることに留意する必要がある。

⑤ 広島県津波浸水想定図（下記URL参照）

（ア）広島県ホームページ

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/tsunamisinsuisouteizu.html>

（イ）広島市ホームページ（「ひろしま地図ナビ」「防災情報」）

<http://www2.waganachi-guide.com/hiroshimacity/>

【参考】用語の解説等

1～7（略）

8 津波被害と浸水深との関係

浸水深	被害等
30cm以上	避難行動がとれなく（動くことができなくなる）。
1m以上	津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる。

修正前

図1 津波水位の定義（広島県）

（略）

図2 各用語の模式図

（略）

修正後

2m以上	木造家屋の半数が全壊する（注：3m以上でほとんどが全壊する。）。
5m以上	2階建ての建物（建物の2階部分まで）が水没する。
10m以上	3階建ての建物（建物の3階部分まで）が完全に水没する。

図1 津波水位の定義（広島県）

（略）

図2 各用語の模式図

（略）

2 本市の津波浸水想定

(1) 想定津波の選定

「平成25年度広島市地震被害想定」において、本市は、6つの想定地震のうち、震源が海域に位置する、「南海トラフ巨大地震」、「安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震」及び「安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）による地震」については、津波による被害を想定している。

なお、被害想定を行う上で必要となる津波解析は、「広島県地震被害想定調査 平成25年10月」の解析結果を用いており、浸水深別面積については、構造物が機能する場合としない場合に分けて想定をしている。

ア 構造物が機能しない場合（構造物なし）

地震発生から3分後に、盛土構造物※1は25%の高さ、コンクリート構造物※2は0%の高さになる。ただし、地震発生から3分以内に津波が構造物を越流すると構造物なし（その区間は破堤する。）とすることとした。

イ 構造物が機能する場合（構造物あり）

津波が構造物を越えるまでは当該構造物は機能し、越流すると構造物なし（その区間は破堤する。）とすることとした。

※1 盛土構造物：横断面、台帳や航空写真に基づき、盛土構造が確認できるもの

※2 コンクリート構造物：盛土構造物以外のもの

(2) 浸水深別面積

ア 構造物が機能しない場合、浸水面積が最も広いのは、南海トラフ巨大地震で3,817haとなる。また、避難行動がとれなく（動くことができなく）なる浸水深30cm以上の浸水面積が最も広いのも、南海トラフ巨大地震で3,462haとなる。

イ 構造物が機能する場合、浸水面積が最も広いのは、南海トラフ巨大地震で、1,316haとなり、避難行動がとれなく（動くことができなく）なる浸水深30cm以上の浸水面積が最も広くなるのも、南海トラフ巨大地震で1,085haとなる。

修正前

修正前					

修正後

地震名		南海トラフ巨大地震（津波断層モデルケース1）				
		浸水深別面積（単位：ha）				
		1 cm以上	30 cm以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上
構造物なし	中区	971	923	654	265	2
	東区	146	123	75	2	0
	南区	1,333	1,227	864	484	0
	西区	878	778	588	334	0
	安佐南区	0	0	0	0	0
	安佐北区	0	0	0	0	0
	安芸区	215	192	140	65	0
	佐伯区	273	219	111	38	0
	合計	3,817	3,462	2,432	1,188	2
	構造物あり	中区	81	69	47	0
東区		78	54	5	0	0
南区		929	763	316	9	0
西区		11	8	2	0	0
安佐南区		0	0	0	0	0
安佐北区		0	0	0	0	0
安芸区		214	190	134	53	0
佐伯区		4	1	0	0	0
合計		1,316	1,085	505	62	0

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

地震名		安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震				
		浸水深別面積（単位：ha）				
		1 cm以上	30 cm以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上
構造物なし	中区	798	688	406	83	0
	東区	123	108	54	0	0
	南区	1,034	906	683	278	0
	西区	622	568	401	144	0
	安佐南区	0	0	0	0	0
	安佐北区	0	0	0	0	0
	安芸区	161	143	95	35	0
	佐伯区	86	69	49	7	0
	合計	2,824	2,481	1,688	547	0

修正前

修正前					
-----	--	--	--	--	--

修正後

構造物あり	中区	59	47	2	0	0
	東区	0	0	0	0	0
	南区	14	6	1	0	0
	西区	2	1	0	0	0
	安佐南区	0	0	0	0	0
	安佐北区	0	0	0	0	0
	安芸区	153	137	88	32	0
	佐伯区	0	0	0	0	0
	合計	229	191	91	32	0

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

地震名		安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）				
区域		浸水深別面積（単位：ha）				
		1 cm以上	30 cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
構造物なし	中区	567	476	256	9	0
	東区	16	10	0	0	0
	南区	764	686	414	40	0
	西区	454	411	303	19	0
	安佐南区	0	0	0	0	0
	安佐北区	0	0	0	0	0
	安芸区	130	107	58	11	0
	佐伯区	24	22	19	2	0
	合計	1,955	1,711	1,051	81	0
	構造物あり	中区	0	0	0	0
東区		3	0	0	0	0
南区		0	0	0	0	0
西区		0	0	0	0	0
安佐南区		0	0	0	0	0
安佐北区		0	0	0	0	0
安芸区		125	102	52	8	0
佐伯区		0	0	0	0	0
合計		128	102	52	8	0

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

修正前

震災対策編	頁
第4章 津波災害対策編	
第1節 想定される津波及び被害の想定	238

第2 津波による被害想定の基本考え方

本市は、津波による被害の全体像の明確化及び広域的な津波防災対策の立案の基礎とするため、広島県の津波浸水想定図等に基づき具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、津波波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

修正後

修正理由
 ○ 平成26年1月に「平成25年度広島市地震被害想定」を公表したため、津波被害想定に関する記述を修正する。

第2 津波による被害想定

- 1 建物被害
 津波による建物被害が最大となるのは、「南海トラフ巨大地震」で、全半壊棟数は21,297棟となる。
- 2 人的被害
 津波による人的被害のうち、死者が最大となるのは、「安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震」で4,427人、負傷者が最大となるのは、「南海トラフ巨大地震」で1,831人となる。
 なお、人的被害の想定においては、過去の災害事例を参考とした4つの避難パターンのうち、本市の過去の津波災害事例の少なさを考慮し、早期避難者率が低い場合を使用している。

想定に使用した早期避難率

区分	割合
地震発生後すぐに避難する者	20%
避難するが、すぐには避難しない者	50%
切迫避難あるいは避難しない者	30%

※ 切迫避難：揺れがおさまった後、すぐには避難せず、なんらかの行動をしている最中に津波が迫ってきてからとる避難行動

地震名	南海トラフ巨大地震				
	建物被害(棟)		人的被害(人)		
	全壊	半壊	死者	負傷者	うち重傷者
中区	598	1,311	622	293	100
東区	27	863	28	13	4
南区	1,881	12,614	1,750	822	280
西区	587	667	612	287	98

修正前

--

修正後

安佐南区	0	0	0	0	0
安佐北区	0	0	0	0	0
安芸区	754	1,738	785	369	126
佐伯区	95	361	99	47	16
合計	3,743	17,554	3,896	1,831	623

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

地震名	安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震				
	建物被害(棟)		人的被害(人)		
	全壊	半壊	死者	負傷者	うち重傷者
中区	772	3,279	814	201	68
東区	22	546	23	6	2
南区	2,072	3,245	2,184	539	184
西区	786	2,124	829	205	70
安佐南区	0	0	0	0	0
安佐北区	0	0	0	0	0
安芸区	475	1,394	501	124	42
佐伯区	72	434	76	19	6
合計	4,199	11,022	4,427	1,093	372

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

地震名	安芸灘断層群(広島湾～岩国沖断層帯)				
	建物被害(棟)		人的被害(人)		
	全壊	半壊	死者	負傷者	うち重傷者
中区	161	1,938	518	166	57
東区	1	21	4	1	0
南区	406	2,754	1,305	419	142
西区	174	1,569	560	180	61
安佐南区	0	0	0	0	0
安佐北区	0	0	0	0	0
安芸区	189	1,310	607	195	66
佐伯区	15	74	48	15	5
合計	947	7,666	3,042	976	332

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

87

第2 気象情報等の収集及び伝達

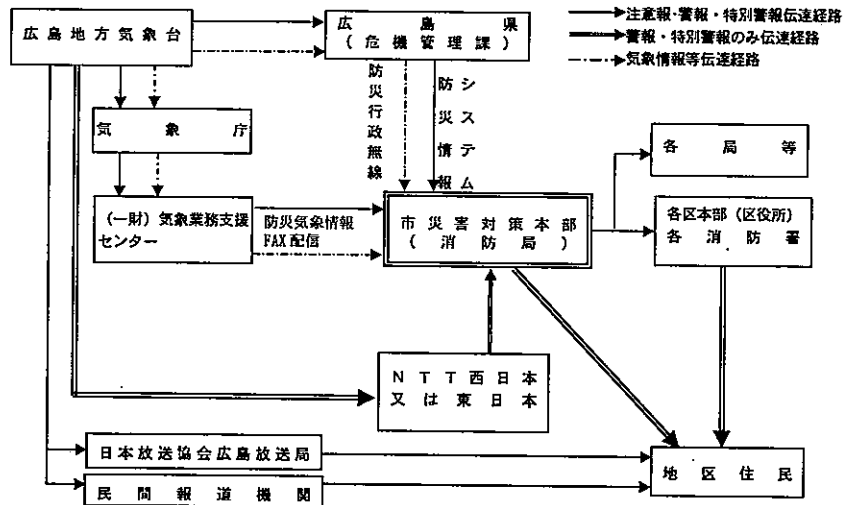
(略)

1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。）

(1)～(3) (略)

(4) 受信及び伝達

防災気象情報の受信及び伝達は、次のとおり行う。



(5)・(6) (略)

2～12 (略)

修正後

修正理由

○ 気象業務法の改正に伴い、警報、特別警報の伝達経路に総務省消防庁を追加する。

第2 気象情報等の収集及び伝達

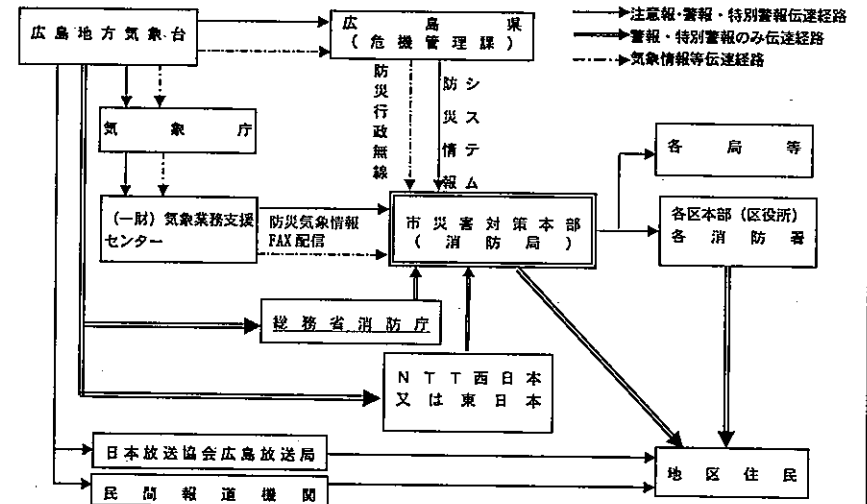
(略)

1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。）

(1)～(3) (略)

(4) 受信及び伝達

防災気象情報の受信及び伝達は、次のとおり行う。



(5)・(6) (略)

2～12 (略)

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

91

第2 気象情報等の収集及び伝達

(略)

1 (略)

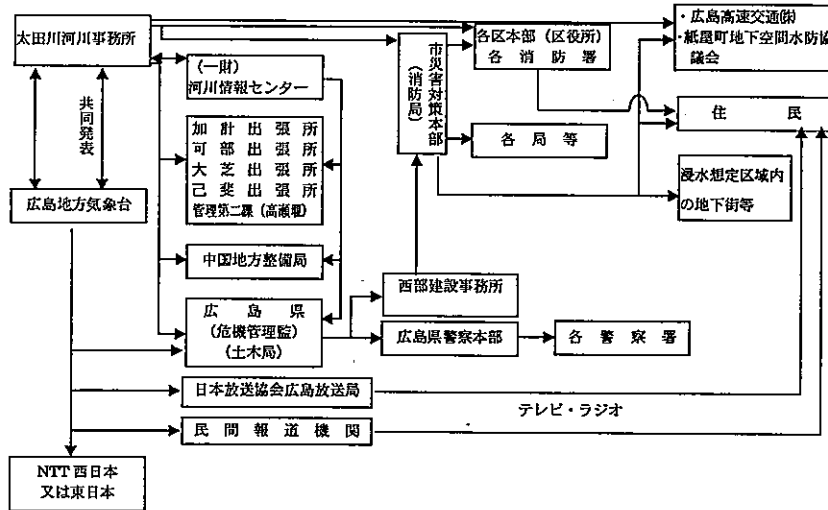
2 洪水予報

(1)~(4) (略)

(5) 受信及び伝達

洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所から FAX 及び eメールで、西部建設事務所から FAX で受信する。

洪水予報の受信及び伝達は、次のとおり行う。



(6)~(7) (略)

3~12 (略)

修正後

修正理由

○ 気象業務法の改正に伴い、洪水予報の伝達経路に総務省消防庁を追加する。

第2 気象情報等の収集及び伝達

(略)

1 (略)

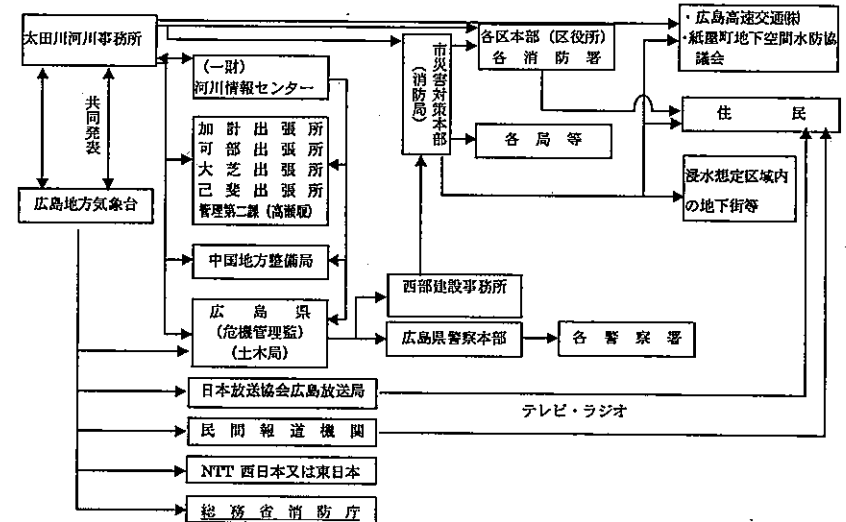
2 洪水予報

(1)~(4) (略)

(5) 受信及び伝達

洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所から FAX 及び eメールで、西部建設事務所から FAX で受信する。

洪水予報の受信及び伝達は、次のとおり行う。



(6)~(7) (略)

3~12 (略)

修正前

震災対策編

第3章 震災応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

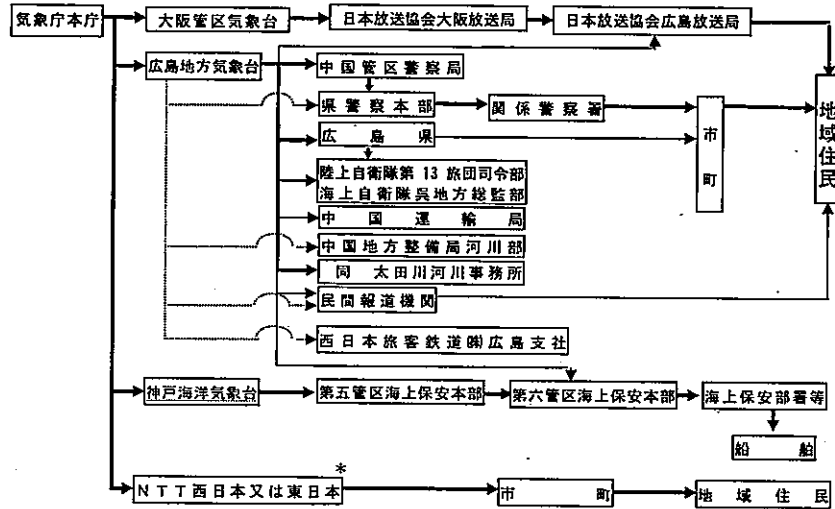
123

第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達《消防局防災課》

1~3 (略)

4 津波警報等の伝達経路

(1) 津波警報等の伝達経路



(2) (略)
5・6 (略)

修正後

修正理由

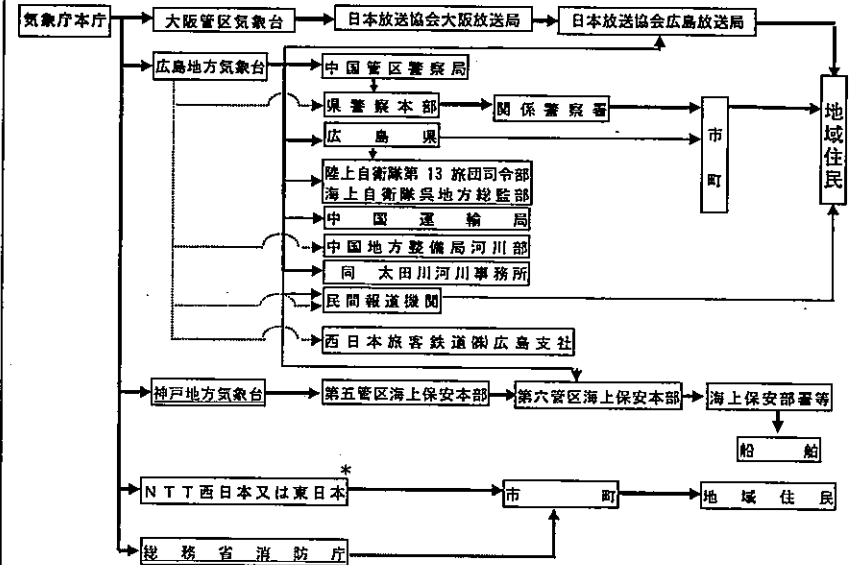
○ 気象業務法の改正に伴い、津波警報等の伝達経路に総務省消防庁を追加する。

第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達《消防局防災課》

1~3 (略)

4 津波警報等の伝達経路

(1) 津波警報等の伝達経路



(2) (略)
5・6 (略)

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 86・87
--	----------------

第2 気象情報等の収集及び伝達
(略)

- 1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。）
【関係法令：気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条、水防法第10条第1項】

- (1) (略)
(2) 防災気象情報の種類

種類	概要
注 意 報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3-3-1】
警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】
県気象情報 地方気象情報	気象等の状況を具体的に、速やかに伝える情報 台風情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等

- (3) 注意報及び警報の地域細分

広島市域	担当区域：「広島県」
	一次細分区域：「南部」
	市町村等をまとめた地域：「広島・呉」
	市町村等：広島市

- (4) (略)
(5) 本市での情報の活用
広島地方気象台から防災気象情報を受信した場合、その他の各種防災情報の収集に努めるとともに、防災体制の設置等の判断に活用する。

防災気象情報の種類	防災体制設置の活用
大雨、洪水、高潮注意報	災害警戒本部設置の判断
大雨、洪水、高潮警報	災害対策本部（第一次体制）設置の判断

- (6) (略)
2～12 (略)

修正後

- 修正理由
○ 県気象情報、地方気象情報の内容を、気象庁の示す地域防災計画の標準的な記載例に併せて修正する。
○ 注意報及び警報の地域細分を、防災気象情報の種別に応じた発表区域に修正する。
○ 特別警報の記述を追加する。

第2 気象情報等の収集及び伝達
(略)

- 1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。）
【関係法令：気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条、第13条の2、水防法第10条第1項】

- (1) (略)
(2) 防災気象情報の種類

種類	概要
県気象情報 地方気象情報	注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する情報 台風情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報等
注 意 報	気象等により災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意する予報【表3-3-1】
警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】
特 別 警 報	気象等により重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】

- (3) 気象情報、注意報、警報及び特別警報の発表区域

地方気象情報	中国地方（山口県を除く）
県気象情報	広島県
注 意 報	広島市
警 報	広島市
特 別 警 報	広島市

- (4) (略)
(5) 本市での情報の活用
広島地方気象台から防災気象情報を受信した場合、その他の各種防災情報の収集に努めるとともに、防災体制の設置等の判断に活用する。

防災気象情報の種類	防災体制設置の活用
大雨、洪水、高潮注意報	災害警戒本部設置の判断
大雨、洪水、高潮警報	災害対策本部（第一次体制）設置の判断
大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪特別警報	災害対策本部（第四次体制）設置

- (6) (略)
2～12 (略)

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 88・89
--	----------------

第2 気象情報等に収集及び伝達 (略)

表3-3-1 注意報及び警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準			
風雪注意報	風雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される時。			
強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される時。			
大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準になると予想される時。			
	雨量	土壌雨量指数(注4)		
	平地 3時間雨量 40mm 平地以外 1時間雨量 40mm	82		
大雪注意報	大雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが平地で10cm以上になるか、山地で25cm以上になると予想される時。			
濃霧注意報	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想される時。			
霜注意報	霜等により、被害が予想される場合。			
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される時。			
一般の 利用に 適合するもの	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが40cm以上になると予想される時、又は積雪の深さが50cm以上あつて最高気温が10℃(※)以上になると予想される時。		
	着雪注意報	着雪(雪)により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0~3℃が予想される時。		
	霜注意報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 4月以降最低気温が4℃(※)以下と予想される時。		
	低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 冬期:最低気温が-4℃(※)以下と予想される時。 夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想される時。		
波浪注意報	風浪・うねり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高(注5)1.5m以上になると予想される場合。			
洪水注意報	津波・高潮以外による洪水により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準以上になると予想される時、もしくはz、指定河川洪水予報の基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしているとき。			
	雨量	流域雨量指数(注6)		
	平地 3時間雨量 40mm 平地以外 1時間雨量 40mm	10 14 23 22		
指定河川	太田川上流	太田川下流	三篠川	根谷川
基準観測点	土居・加計・飯室	中野・矢口第一・祇園大橋	中深川	新川橋

修正後

修正理由
○ 気象業務法の改正により、特別警報を追加するとともに、水防活動の利用に適合するものの記述を修正する。

第2 気象情報等に収集及び伝達 (略)

表3-3-1 注意報及び警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準			
風雪注意報	風雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される時。			
強風注意報	強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される時。			
大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準になると予想される時。			
	雨量	土壌雨量指数(注4)		
	平地 3時間雨量 40mm 平地以外 1時間雨量 40mm	82		
大雪注意報	大雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが平地で10cm以上になるか、山地で25cm以上になると予想される時。			
濃霧注意報	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想される時。			
霜注意報	霜等により、被害が予想される場合。			
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される時。			
一般の 利用に 適合するもの	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが40cm以上になると予想される時、又は積雪の深さが50cm以上あつて最高気温が10℃(※)以上になると予想される時。		
	着雪注意報	着雪(雪)により、通信線や送電線等に被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0~3℃が予想される時。		
	霜注意報	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 4月以降最低気温が4℃(※)以下と予想される時。		
	低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 冬期:最低気温が-4℃(※)以下と予想される時。 夏期:最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想される時。		
波浪注意報	風浪・うねり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高(注5)1.5m以上になると予想される場合。			
洪水注意報	津波・高潮以外による洪水により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準以上になると予想される時、もしくはz、指定河川洪水予報の基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしているとき。			
	雨量	流域雨量指数(注6)		
	平地 3時間雨量 40mm 平地以外 1時間雨量 40mm	10 14 23 22		
指定河川	太田川上流	太田川下流	三篠川	根谷川
基準観測点	土居・加計・飯室	中野・矢口第一・祇園大橋	中深川	新川橋

修正前

一般の利用に適合するもの	高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 広島市の海岸で潮位が東京湾平均海面上2.1m以上になると予想されるとき。																											
	地面現象注意報(※1)	地面現象注意報(※1)	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合																											
	浸水注意報(※1)	浸水注意報(※1)	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合																											
	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。																											
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。																											
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。																											
	気象警報	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。																											
		暴風雪警報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。																											
		大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th colspan="2">雨量</th> <th rowspan="2">土壌雨量指数(注4)</th> </tr> <tr> <th>平地</th> <th>平地以外</th> </tr> <tr> <td>3時間雨量 70mm</td> <td>1時間雨量 60mm</td> <td>108</td> </tr> </table>	雨量		土壌雨量指数(注4)	平地	平地以外	3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	108																			
		雨量		土壌雨量指数(注4)																										
平地	平地以外																													
3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	108																												
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で30cm以上になるか、山地で60cm以上になると予想されるとき。 風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高が2.5m(注5)以上になると予想されるとき。																													
波浪警報	波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高が2.5m(注5)以上になると予想されるとき。																												
洪水警報	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき、もしくは、指定河川洪水予報の基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしているとき。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th colspan="2">雨量</th> <th colspan="4">流域雨量指数(注6)</th> </tr> <tr> <th>平地</th> <th>平地以外</th> <th>瀬野川流域</th> <th>吉山川流域</th> <th>水内川流域</th> <th>八幡川流域</th> </tr> <tr> <td>3時間雨量 70mm</td> <td>1時間雨量 60mm</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>29</td> <td>28</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>指定河川</th> <th>大田川上流</th> <th>大田川下流</th> <th>三朝川</th> <th>根谷川</th> </tr> <tr> <td>基準観測点</td> <td>上居・加計・飯室</td> <td>中野・矢口第一・祇園大橋</td> <td>中深川</td> <td>新川橋</td> </tr> </table>	雨量		流域雨量指数(注6)				平地	平地以外	瀬野川流域	吉山川流域	水内川流域	八幡川流域	3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	13	18	29	28	指定河川	大田川上流	大田川下流	三朝川	根谷川	基準観測点	上居・加計・飯室	中野・矢口第一・祇園大橋	中深川	新川橋
		雨量		流域雨量指数(注6)																										
		平地	平地以外	瀬野川流域	吉山川流域	水内川流域	八幡川流域																							
3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	13	18	29	28																									
指定河川	大田川上流	大田川下流	三朝川	根谷川																										
基準観測点	上居・加計・飯室	中野・矢口第一・祇園大橋	中深川	新川橋																										
台風等による海面の異常な上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 広島市の海岸で潮位が東京湾平均海面上2.5m以上になると予想されるとき。																														
地面現象警報(※1)	地面現象警報(※1)	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。																												
浸水警報(※1)	浸水警報(※1)	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。																												
水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。																												
水防活動用高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。																												
水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。																												

修正後

一般の利用に適合するもの	高潮注意報	台風等による海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 広島市の海岸で潮位が東京湾平均海面上2.1m以上になると予想されるとき。																												
	地面現象注意報(※1)	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合																												
	浸水注意報(※1)	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合																												
気象警報	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。																												
	暴風雪警報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。																												
	大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th colspan="2">雨量</th> <th rowspan="2">土壌雨量指数(注4)</th> </tr> <tr> <th>平地</th> <th>平地以外</th> </tr> <tr> <td>3時間雨量 70mm</td> <td>1時間雨量 60mm</td> <td>108</td> </tr> </table>	雨量		土壌雨量指数(注4)	平地	平地以外	3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	108																				
	雨量		土壌雨量指数(注4)																											
平地	平地以外																													
3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	108																												
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で30cm以上になるか、山地で60cm以上になると予想されるとき。 風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高が2.5m(注5)以上になると予想されるとき。																													
波浪警報	波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高が2.5m(注5)以上になると予想されるとき。																												
洪水警報	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次のいずれか以上になると予想されるとき、もしくは、指定河川洪水予報の基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしているとき。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th colspan="2">雨量</th> <th colspan="4">流域雨量指数(注6)</th> </tr> <tr> <th>平地</th> <th>平地以外</th> <th>瀬野川流域</th> <th>吉山川流域</th> <th>水内川流域</th> <th>八幡川流域</th> </tr> <tr> <td>3時間雨量 70mm</td> <td>1時間雨量 60mm</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>29</td> <td>28</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>指定河川</th> <th>大田川上流</th> <th>大田川下流</th> <th>三朝川</th> <th>根谷川</th> </tr> <tr> <td>基準観測点</td> <td>上居・加計・飯室</td> <td>中野・矢口第一・祇園大橋</td> <td>中深川</td> <td>新川橋</td> </tr> </table>	雨量		流域雨量指数(注6)				平地	平地以外	瀬野川流域	吉山川流域	水内川流域	八幡川流域	3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	13	18	29	28	指定河川	大田川上流	大田川下流	三朝川	根谷川	基準観測点	上居・加計・飯室	中野・矢口第一・祇園大橋	中深川	新川橋
		雨量		流域雨量指数(注6)																										
		平地	平地以外	瀬野川流域	吉山川流域	水内川流域	八幡川流域																							
3時間雨量 70mm	1時間雨量 60mm	13	18	29	28																									
指定河川	大田川上流	大田川下流	三朝川	根谷川																										
基準観測点	上居・加計・飯室	中野・矢口第一・祇園大橋	中深川	新川橋																										
台風等による海面の異常な上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。 広島市の海岸で潮位が東京湾平均海面上2.5m以上になると予想されるとき。																														
地面現象警報(※1)	地面現象警報(※1)	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。																												
浸水警報(※1)	浸水警報(※1)	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。																												
水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。																												
水防活動用高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。																												
水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。																												

修正前

- (注) 1 ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。
 ※1印は、表題を出さずに気象注意報・警報に含めて行う。
 ※2印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。
- 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。
 - 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。
 - 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数のことである。
 - 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の1/3の数の波について平均値をとったものである。
 目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。
 - 流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数のことである。
 - 地震等大規模災害発生後は、地盤等の状況を考慮し、広島地方気象台と広島県等が調整して暫定的に基準を設けた上で、大雨注意報・警報及び洪水注意報・警報を発表することがある。

修正後

一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想したとき。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想したとき。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想したとき。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき。

種 類		発 表 基 準
水に防溺活動の利便性(注)	水防活動用 気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。
	水防活動用 洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
	水防活動用 気象警報	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。
	水防活動用 高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。

- (注) 1 ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。
 ※1印は、表題を出さずに気象注意報・警報に含めて行う。
 ※2印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。
- 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。
 - 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。
 - 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数のことである。
 - 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の1/3の数の波について平均値をとったものである。
 目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。
 - 流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数のことである。
 - 地震等大規模災害発生後は、地盤等の状況を考慮し、広島地方気象台と広島県等が調整して暫定的に基準を設けた上で、大雨注意報・警報及び洪水注意報・警報を発表することがある。

修正前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 121
--------------------------------------	--------------

第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達《消防局防災課》

- (略)
- 津波警報等の種類及び内容

気象庁から発表される津波警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(1) 種類

大津波警報	津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表
津波警報	津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表
津波注意報	津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア 津波警報・注意報

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現で発表
一般の利用に適合するもの	大津波警報	(略)	(略)	(略)
	津波警報	(略)	津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	(略)
	津波注意報	(略)	(略)	(略)
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用津波警報	津波警報	一般に利用に適合する津波警報と同じ。	
	水防活動用津波注意報	津波注意報	一般に利用に適合する津波注意報と同じ。	

- (注) 1 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 2 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を変更する場合がある。
 3 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
 4 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さを用いる。
 5 水防活動の利用に適合する津波警報・注意報は、一般の利用に適合する津波警報・注意報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

イ (略)

修正後

修正理由

- 気象業務法の改正により、大津波警報が特別警報に位置付けられたことに伴い修正する。
- 津波の高さを定性的表現で発表する条件について注意書きを追加する。

第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達《消防局防災課》

- (略)
- 津波警報等の種類及び内容

気象庁から発表される津波警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(1) 種類

大津波警報(※)	津波による重大な災害のおそれが著しく大きいと予想されるとき発表
津波警報	津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表
津波注意報	津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

※ 大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア 津波警報・注意報

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現で発表(※)
一般の利用に適合するもの	大津波警報(津波特別警報)	(略)	(略)	(略)
	津波警報	(略)	津波による重大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	(略)
	津波注意報	(略)	(略)	(略)
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用津波警報	津波警報	一般に利用に適合する津波警報又は大津波警報の発表をもって代える。	
	水防活動用津波注意報	津波注意報	一般に利用に適合する津波注意報の発表をもって代える。	

- (注) 1 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 2 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を変更する場合がある。
 3 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
 4 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差である。
 5 水防活動の利用に適合する津波警報・注意報は、一般の利用に適合する津波警報・注意報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

※ 地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

イ (略)

修正前

震災対策編

第2章 震災予防計画

第13節 避難体制の整備

頁

60

第3 避難場所の選定《消防局防災課》

1 (略)

2 生活避難場所

生活避難場所は、「小学校区を基本単位とした避難システム」を確立するため、自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が、当該小学校区内の避難場所へ避難できることを基本に、本市が選定するものとする。

小学校区単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（2 km以内）かつ隣接する小学校区の生活避難場所等で補完する。

市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であることから、落橋等により島間の移動ができない場合も、避難場所の確保ができるよう、島単位に必要な収容力を確保する。

また、施設の耐震補強、避難場所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に選定するものとする。

ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加選定し、さらに不足する場合には、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を選定する。

なお、地震による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合には、地域防災計画に定める避難場所の候補施設（公民館・集会所等）を生活避難場所として開設することができるものとする。

【避難場所滞在者数】 小学校区別に5つの地震で最も被害が大きくなる避難場所滞在者数の和 119,716人

【収容力】 避難場所として使用できる面積 ÷ 避難場所滞在者数1人当たり占有面積 (2.0 m)

生活避難場所一覧

(略)

3 (略)

修正後

修正理由

○ 生活避難場所の選定については、「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえ見直しを行い、それまでの間は、なお従前の例によることを規定する。

第3 避難場所の選定《消防局防災課》

1 (略)

2 生活避難場所

生活避難場所は、「小学校区を基本単位とした避難システム」を確立するため、自宅の倒壊等により生活の場を失った被災者が、当該小学校区内の避難場所へ避難できることを基本に、本市が選定するものとする。

小学校区単位で収容力が不足する場合は、徒歩で避難可能な距離（2 km以内）かつ隣接する小学校区の生活避難場所等で補完する。

市内デルタ部は、河川が被災者の行動を分断する最大の要素であることから、落橋等により島間の移動ができない場合も、避難場所の確保ができるよう、島単位に必要な収容力を確保する。

また、施設の耐震補強、避難場所に必要な機能整備、運営要員の派遣等が本市主導で効率的に行えるよう、市有施設を中心に選定するものとする。

ただし、市有施設が不足する場合は、国公立の施設を追加選定し、さらに不足する場合には、大規模な収容施設を有する民間施設（教育機関等）を選定する。

なお、地震による被害が小規模かつ限定的で、避難者が少数の場合には、地域防災計画に定める避難場所の候補施設（公民館・集会所等）を生活避難場所として開設することができるものとする。

※ 生活避難場所の選定については、「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえて見直しを行うものとし、それまでの間は「平成19年度広島市地震被害想定調査」等を踏まえた生活避難場所によるものとする。

【避難場所滞在者数】 小学校区別に5つの地震で最も被害が大きくなる避難場所滞在者数の和 119,716人※

※ 避難場所滞在者数は「平成19年度広島市地震被害想定調査」に基づくものである。

【収容力】 避難場所として使用できる面積 ÷ 避難場所滞在者数1人当たり占有面積 (2.0 m)

生活避難場所一覧

(略)

3 (略)

修正前

震災対策編 第2章 震災予防計画 第13節 避難体制の整備	頁 64
-------------------------------------	-------------

第5 避難場所の防災機能の強化《消防局防災課・警防課・予防課》

1 (略)

2 生活避難場所

(1) 整備機能
避難機能、情報収集・伝達機能、保健・医療・救護機能、応急対策活動支援機能、備蓄機能、物資供給機能、災害ボランティア活動機能等

(2) 施設整備の基本方針
ア 避難場所と市災害対策本部の情報連絡を円滑に行うため、防災行政無線を整備する。
イ 飲料水や消火用水を確保するため、断水する危険性の高いデルタ部を中心に飲料水兼用型耐震性防火水槽を整備する。
ウ 被災者の避難生活を支援するため、食料、毛布、簡易トイレ、自主防災組織が行う救助活動を支援するための資機材等を格納する備蓄倉庫を整備する。

(3) 施設整備メニュー

施設内容	整備主体	管理者	使用者	備 考
防災行政無線	消防局	消防局	区役所	全避難場所に1セットずつを基本
飲料水兼用型耐震性防火水槽	消防局	消防局 水道局	区役所 消防局 水道局 自主防災組織 災害ボランティア等	断水想定世帯の多い小学校に1基ずつを基本
備蓄物資	消防局	消防局	区役所 自主防災組織 災害ボランティア等	市立小学校に約500人分、その他の生活避難場所に約200人分、1セットずつを基本
備蓄倉庫	消防局	消防局	区役所 自主防災組織 災害ボランティア等	生活避難場所に1基を基本
救助資機材	消防局	消防局	自主防災組織 災害ボランティア等	生活避難場所に1セットずつを基本
防災資機材	消防局	消防局	区役所 自主防災組織 災害ボランティア等	生活避難場所に1セットずつを基本

(注1) 救助資機材は、スコップ5、テコバール2、万能おの1、のこぎり1、ロープ(30m)1、担架1、ボルトクリッパー1を1セットとする。
(注2) 防災資機材は、折りたたみ式リヤカー1台、手回し充電ラジオライト1台、発電機・投光器・コードリール1セット、目隠しテント2張、簡易トイレ用すりすり2セットを1セットとする。

修正後

修正理由
○ 生活避難場所の施設整備の基本方針及び施設整備メニューについては、「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえ見直しを行い、それまでの間は、なお従前の例によることを規定する。

第5 避難場所の防災機能の強化《消防局防災課・警防課・予防課》

1 (略)

2 生活避難場所

(1) 整備機能
避難機能、情報収集・伝達機能、保健・医療・救護機能、応急対策活動支援機能、備蓄機能、物資供給機能、災害ボランティア活動機能等

(2) 施設整備の基本方針（「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえて今後見直しを行う。）
ア 避難場所と市災害対策本部の情報連絡を円滑に行うため、防災行政無線を整備する。
イ 飲料水や消火用水を確保するため、断水する危険性の高いデルタ部を中心に飲料水兼用型耐震性防火水槽を整備する。
ウ 被災者の避難生活を支援するため、食料、毛布、簡易トイレ、自主防災組織が行う救助活動を支援するための資機材等を格納する備蓄倉庫を整備する。

(3) 施設整備メニュー（「平成25年度広島市地震被害想定」等を踏まえて今後見直しを行う。）

施設内容	整備主体	管理者	使用者	備 考
防災行政無線	消防局	消防局	区役所	全避難場所に1セットずつを基本
飲料水兼用型耐震性防火水槽	消防局	消防局 水道局	区役所 消防局 水道局 自主防災組織 災害ボランティア等	断水想定世帯の多い小学校に1基ずつを基本
備蓄物資	消防局	消防局	区役所 自主防災組織 災害ボランティア等	市立小学校に約500人分、その他の生活避難場所に約200人分、1セットずつを基本
備蓄倉庫	消防局	消防局	区役所 自主防災組織 災害ボランティア等	生活避難場所に1基を基本
救助資機材	消防局	消防局	自主防災組織 災害ボランティア等	生活避難場所に1セットずつを基本
防災資機材	消防局	消防局	区役所 自主防災組織 災害ボランティア等	生活避難場所に1セットずつを基本

(注1) 救助資機材は、スコップ5、テコバール2、万能おの1、のこぎり1、ロープ(30m)1、担架1、ボルトクリッパー1を1セットとする。
(注2) 防災資機材は、折りたたみ式リヤカー1台、手回し充電ラジオライト1台、発電機・投光器・コードリール1セット、目隠しテント2張、簡易トイレ用すりすり2セットを1セットとする。